

問 題

1. ネゴランド国は人口約 5000 万人の先進国である。名目 GDP は約 9500 億米ドル、一人当たり名目 GDP は約 2 万米ドルである。近年は、3%～4%の経済成長を続けているものの、貧富の格差の拡大や若年層の失業率の高さに対する国民の不満が高まっている。ネゴランド国政府は、以前から自国の歴史や文化に対する教育に力を注いできた。全国全ての初等・中等教育機関には、自国文化や歴史についてしっかりとした理解を得させるようなカリキュラムが求められており、大学においても歴史は一般教養課程における必修科目である。こうしたこともあって、国民の自国の文化や歴史に対する関心は極めて高い。また、ネゴランド国政府は、近年、映画、テレビ番組等のコンテンツ産業の輸出にも力を入れており、1995 年にはネゴランドの映画の外国向け輸出は約 50 万米ドル程度であったところ、2006 年には約 2500 万米ドルと急増している。このように輸出が急増した背景には、安定した経済に支えられ良質のエンタテインメントコンテンツが製作されるようになってきたことに加え、政府によるコンテンツ産業に携わる人材育成のための大学や専門学校の設立、政府の海外出先機関等を巻き込んだ政府主導の海外での積極的な PR 戦略、コンテンツ産業への資金面・税制面での援助等、今後のネゴランド経済の一つの柱とすべく政府が積極的に支援をしてきたことが大きいと考えられている。ネゴランド国の公用語はネゴ語である。英語教育の必要性が叫ばれてはいるが、今のところ英語を理解するのは国民の一部に限られている。

2. アービトリア国は人口約 1 億人の先進国である。名目 GDP は約 4 兆米ドル、一人当たり名目 GDP は約 3 万 5 千米ドルである。近年は、1%～2%の経済成長を続けてきたが、いわゆるサブ・プライム問題のあおりを受け、景気が悪化する兆しを見せている。アービトリア国では、人件費の高騰によるアービトリア国製品の国際競争力低下等が問題とされている中で、コンテンツ産業への期待が高まってきている。アービトリア政府が 2006 年に公表した報告書によれば、アービトリア国のコンテンツ産業の国内市場規模は世界第 2 位であるが、アービトリア国のコンテンツの国際的なプレゼンスは必ずしも高くなく、輸出も伸び悩んでいると評価されている。また、国内市場の成長には陰りが見られ、アービトリア国のコンテンツ産業のグローバル化に向けた具体的な施策に早急に取り組んでいく必要があるとされている。たとえば、外国市場でも売れるようなコンテンツの製作に力を入れ、国際共同製作やリメイク権取引の活発化、人材育成、資金調達手法の多様化・容易化、技術革新の取り入れ等の必要性が指摘されている。アービトリア国には現地語としてアープ語があるが、公用語は英語である。

3. ネゴランド国とアービトリア国は隣国である。両国は経済的に密接な関係にあり、現在は友好的関係にある。ネゴランド国とアービトリア国は、1938 年から 1945 年まで戦争

状態にあった。特に、1940年から1945年はアービトリア国がネゴランド国に侵攻し、アービトリア国がネゴランド国を占領下に置いた。その間、アービトリア国はネゴランド国民の同化政策を進め、アービトリア国の言語や文化・生活習慣をネゴランド国民に強制した。このようなアービトリア国によるネゴランド国の占領状態は、ネゴランド国が西欧諸国の支援を受けたことにより、1945年にアービトリア国の敗戦によって終了した。敗戦後10年間にわたり、アービトリア国は西欧諸国の占領下にあった。こうした西欧諸国の占領を経たことにより、その後、アービトリア国は西欧文化の影響を強く受けることとなった。ネゴランド国とアービトリア国は1968年に国交を回復し、その後は、経済面での結びつきを強めてきた。

4. レッド社は1933年に設立されたネゴランド法人である。レッド社を設立したのは、ネゴランド国の有名な作家であった故マサミ・レッドである。マサミ・レッドは、1933年、33歳のときに、理想の教師像を問いかけた小説「我が師」で、ネゴランド国で最も権威のある文学賞を受賞した。「我が師」は、ある中学校の教師達の姿を題材としたもので、ベスト・セラーとなった。マサミ・レッドは、「我が師」がベストセラーとなったことにより得た収入を、ネゴランド国の文学界の発展、特に、若手作家が作品を公表する機会の増加に役立てたいと考え、文学作品の出版を手掛けるレッド社を設立した。アービトリア国による占領中は自由な出版活動が出来なかったが、戦後はマサミ・レッド自身の作品に加え、有望な若手作家の作品を活発に出版して成長していった。マサミ・レッドは1970年に「ボブ・オレンジ物語」を発表した。これは、戦後、ネゴランド国で貿易会社を興し、アービトリア国とネゴランド国の両国の経済の発展に貢献したネゴランド人であるボブ・オレンジの生涯を題材とした長編小説である。マサミ・レッドは1971年に死亡し、この「ボブ・オレンジ物語」がマサミ・レッドの遺作となった。遺言により、マサミ・レッドの著作に関してマサミ・レッドが有していたすべての権利や負っていたすべての義務はレッド社が承継することとなった（著作の映画化に関する権利義務を含むマサミ・レッドの著作に関するすべての権利義務をレッド社が承継していることについては、当事者間に争いはない）。

5. マサミ・レッドの死後、レッド社の社長となったのは、マサミの一人娘であったスザンヌ・レッドである。スザンヌ・レッドは、米国の大学に留学して映画の製作について勉強した経験を持つ。スザンヌ・レッドのもと、レッド社は発展を遂げた。1975年には、「我が師」の映画化をきっかけに、映画の製作にも進出した。「我が師」は興行収入15百万米ドルの大ヒットとなった。最近では、2007年に「ボブ・オレンジ物語」を製作した。「ボブ・オレンジ物語」は、当初、あまり注目を浴びていなかったが、著名な映画評論家が絶賛したことをきっかけに、大ヒットとなり、興行収入20百万ドルを記録した。レッド社の概要は別添1のとおりである。

6. ブルー社は、アキラ・ブルーが1930年に設立したアービトリア法人である。当初、ラジオ放送を手掛けていたが、戦後はテレビ放送にも進出し、アービトリア国における4大民間テレビ局の一角を占めている。アキラ・ブルーは1968年に死亡し、現在は、アキラ・ブルーの一人息子であるトーマス・ブルーが社長を務めている。トーマス・ブルーの代になってからは映画事業にも進出しており、数々のヒット作を生み出している。ブルー社の概要は別添2のとおりである。遺言により、アキラ・ブルーが映画事業に関して有していたすべての権利や負っていたすべての義務はブルー社が承継している。

7. レッド社とブルー社の取引関係は、1984年にブルー社がマサミ・レッド作のスポーツ小説である「ゴールを狙え」の映画化権を100千米ドルで購入したのが最初である。「ゴールを狙え」はマサミ・レッドの処女作であり、ある大学の女子フィールド・ホッケー部が、様々な困難を乗り越えながら全国優勝するまでの道のりを描いたものである。当時、アービトリア国では1984年のロサンゼルス・オリンピックで女子フィールド・ホッケー・チームが大活躍したことから、ホッケー熱が高まっていた。そのホッケー熱に便乗するかたちで公開された「ゴールを狙え」は、興行収入10百万米ドルを記録するヒット作となり、ブルー社に多くの利益をもたらした。

8. また、ブルー社はレッド社が製作した映画について、テレビ放映権を取得し、テレビ放映をしたこともあった。これは、1990年に製作されたSFアドベンチャーものの「未来への挑戦」、1995年に製作されたラブ・ロマンスものの「許されぬ恋路」、2000年に製作された刑事ものの「ボス」である。これら3本はいずれも、アービトリア国の映画配給会社であるパープル社によってアービトリア国でも公開され、大ヒットしたものである。ブルー社は、系列のテレビ局の主力番組の一つとして、国内外の名作やヒット作の映画を放送する「サンデー・シネマ・シアター」を持っている。この「サンデー・シネマ・シアター」は常に10%から15%の安定した視聴率を獲得している番組であり、作品によっては30%を超える高視聴率を獲得することもある。上記の3本は、いずれもこの「サンデー・シネマ・シアター」のために購入されたものであり、いずれも20%以上の高視聴率を獲得した。

9. 2001年には、ブルー社は、1975年にレッド社が製作した「我が師」のテレビ放映権の取得を考え、レッド社との交渉に乗り出したことがあった。ブルー社の社長であるトーマス・ブルーが「我が師」の英語訳を読んで感動し、レッド社によって映画化されていることを知って、ぜひテレビで放映したいと考えたものである。しかし、「我が師」は3時間という長編の作品であり、ブルー社としてはアービトリア国でのテレビ放映にあたっては、2時間半程度への編集が望ましいと考えていた。また、CMをどこに入れるかという難しい問題もあった。「我が師」はスザンヌ・レッド自身がプロデュースを手掛けた作品であり、また、父であるマサミ・レッドがネゴランド国で認められるきっかけとなった作品であるこ

とから、スザンヌ・レッドの「我が師」への思い入れは非常に強いものがあった。スザンヌ・レッドは、「レッド社が製作した『我が師』は作者である父マサミ・レッドが問いかけようとしたメッセージを完璧に表現しており、これを編集して短くすることは許されない」と主張し、また、CMを入れる箇所や長さについてもレッド社が細かくチェックできるようにすることを要求した。さらに、テレビ放映権料についても、ブルー社が100千米ドル程度を考えていたのに対し、レッド社は500千米ドルを主張し、折り合わなかった。結局、この交渉はとん挫し、その後、2006年まで、レッド社とブルー社が取引をする機会はなかった。

10. 2007年、レッド社とブルー社は、マサミ・レッド作の「我が師」のブルー社による映画化について交渉を開始した。「我が師」は1975年にレッド社自身によって映画化され、ネゴランド国では興行収入15百万米ドルの大ヒットとなっていたが、アービトリア国の映画館で公開されたり、テレビやラジオで放送されたり、また、英語やアープ語で出版されたりしたことはなかった。このブルー社による映画化についての交渉を持ちかけたのは、スザンヌ・レッドとトーマス・ブルーの共通の友人であるエイムズ・ボルトであった。ボルトはネゴランド国で生まれ、高校までをネゴランド国で過ごした後、大学はアービトリアの大学に留学した。スザンヌ・レッドとは中学高校の友人であり、トーマス・ブルーとは大学での友人であった。エイムズ・ボルトは、ネゴ語、アープ語、英語を完璧に話す。アービトリア国とネゴランド国の双方にオフィスを有するアービトリア国法人の貿易会社の社長をしており、ネゴランド国とアービトリア国間の貿易に携わっている。また、ブルー社の経営アドバイザリー委員会のメンバーであった。経営アドバイザリー委員会は特に権限を持つわけではないが、定期的に会社の経営に対してアドバイスを行う組織である。なお、スザンヌ・レッドは、エイムズ・ボルトがブルー社の経営アドバイザリー委員会のメンバーであることを知っていた。

11. エイムズ・ボルトは、2007年の夏、トーマス・ブルーの別荘に遊びに行った。その際、トーマス・ブルーは、「ブルー社では社会にインパクトを与える本格的な映画を製作したいと考えている、何か映画化するのに良い作品はないか」とボルトに尋ねた。丁度そのころ、アービトリア国では、生徒の学力低下が叫ばれたり、モンスター・ペアレンツと呼ばれるような学校に対して異常とも思われる要求をする親の増加が問題とされたりしており、教育改革が社会的な関心事となっていた。こうした中で、アービトリア国の教育省は、「教育改革会議」を設置し、豊かな人間教育の必要性、学校と家庭との健全なコミュニケーションのあり方、国際的に見た教育水準の高度化、高度専門教育のための体制整備、官庁の関与を減らして現場の教員の裁量を拡大することの可否等について議論していた。このように教育への関心が高まっていたことから、エイムズ・ボルトは、ブルー社が映画化する作品としては「我が師」が最適であると考えた。ボルト自身、高校時代に「我が師」

を読み、また、ネゴランド国に滞在していたときに、何度かレッド社が製作した「我が師」を見たことがあり、その内容に深く感銘を受けていた。

12. ボルトが「我が師」を勧めると、トーマス・ブルーは、「確かに、もし、映画化できるのであれば、願ってもないことだ。しかし、2001年にレッド社製作の『我が師』のテレビ放映権を巡って交渉をしたことがあるが、レッド社の社長の態度が強硬で、交渉にならなかった。それに、レッド社の『我が師』はだいぶ古く、現代の感覚に合わない部分もある。また、ネゴランド国とアービトリア国の国民性や文化の違いもある。もし映画化するのであればそのあたりに対応したアレンジを施すことになるだろうが、それをレッド社が許すだろうか。テレビ放映だけでも揉めたのに、映画化などは到底無理なのではないか。」と述べた。ボルトは、「それは、スザンヌのことかい。僕はスザンヌの中学・高校時代の親しい友人でよく知っている。そんなことがあったなんて知らなかった。もし君さえよければ、僕がスザンヌに話をしてみてもよい。」と言った。トーマス・ブルーは、そもそも「我が師」の内容自体は非常に優れたものであると評価しており、もし映画化できるのであれば、ぜひ前向きに検討したいと考えた。そこで、ボルトに対し、「社内で少し検討させてくれ。近いうちにまた連絡する。」と述べた。

13. ブルー社内での検討の結果、ブルー社としては「我が師」の映画化に賛成する意見が大勢であった。そこで、2007年8月30日、トーマス・ブルーはボルトに電話し、「ブルー社内で検討した結果、レッド社との間で条件に折り合いがつけば、ぜひ『我が師』の映画化を行いたいということになった。ついては、先方のスザンヌ・レッド社長に打診してほしい。」と述べた。ボルトは、「了解した。連絡してみる。」と述べた。

14. 9月1日、ボルトはスザンヌ・レッドに電話し、「少し話がある。久しぶりにランチでも一緒にしないか。」と話した。スザンヌ・レッドは同意し、9月5日にランチのアポイントを入れた。9月5日、昔話等をした後、ボルトは、スザンヌ・レッドに対して、「ブルー社が『我が師』を映画化したいと考えている。ブルー社の社長のトーマス・ブルーは僕の友人で信頼できる人間だ。彼は『我が師』の内容にとても感銘を受けており、ぜひアービトリア国の国民にも、君の父親のメッセージを伝えたいと考えている。どうだろうか。」と言った。スザンヌ・レッドは、「『我が師』は私にとってとても大切な作品である。1975年に映画を作った際には、私自身、脚本の一語一句について検討した。監督も脚本家も本当によくやってくれた。あれ以上の作品が出来るとは考えられない以上、映画化を認める気にはならない。」と答えた。ボルトは、「『我が師』に込められたメッセージをできるだけ多くの人に受け取ってもらいたいこそが、君の父親の意思に合うのではないかと。トーマス・ブルーはいい加減な仕事はしない人間だ。監督や脚本については、契約で条件をつけることもできるのではないかと。」と説得した。スザンヌ・レッドは、「確かにそうかもしれない。」

と答えた。そこで、ボルトは、「細かなことは、トーマスに電話させるから。」と言った。

15. 9月6日、トーマス・ブルーはスザンヌ・レッドに電話し、「ブルー社としては『我が師』を映画化したいと考えている」と伝えた。スザンヌ・レッドは、「ブルー社の意向についてはボルトから聞いている。細かなことは、貴方から直接話を聞くように言われている。」と答え、2007年9月15日にレッド社で会うことに決めた。トーマス・ブルーはボルトに電話し、「今度、あの件でスザンヌ・レッドと会うことになった。」と伝えた。ボルトは、「ちょうどその日は、僕も空いているから、一緒に行くことにしよう。話がまとまりやすいだろうし。」と言った。トーマス・ブルーは「宜しく頼む。」と答えた。トーマス・ブルーの秘書は、トーマス・ブルーからの指示に従い、スザンヌ・レッドの秘書に対して、「9月15日はボルト氏も一緒に伺います。」と伝えた。

16. 9月15日の面談において、スザンヌ・レッドはトーマス・ブルーに対して「『我が師』は私にとって、個人的にとっても大切な作品である。映画化をするにしても、原作の意図を最大限に尊重することが条件である。」と述べた。トーマス・ブルーは、「それは分かっている。私としても、原作の意図を最大限に尊重したいと考えている。」と答えた。スザンヌ・レッドは、「監督と脚本は誰にするつもりなのか。」と聞いた。トーマス・ブルーは、「ジョン・カナリスを起用したいと考えている。内々に打診したところ、本人も意欲的である。」と答えた。ジョン・カナリスは、ドイツ人で、世界で最も優れていると評価されている監督かつ脚本家の一人であり、レッド社でも自社の映画製作に起用したことがあった。スザンヌ・レッドは、ジョン・カナリスの仕事ぶりを高く評価していた。「ジョン・カナリスならば任せても良い。」と答えた。トーマス・ブルーは「映画化権の対価はどれくらいか。」と尋ねた。スザンヌ・レッドは、「1百万米ドルではどうか。」と答えた。トーマス・ブルーは「高すぎる。500千米ドルがせいぜいである。」と答えた。スザンヌ・レッドが「900千米ドル」、トーマス・ブルーが「600千米ドル」といったところで、それまで黙って二人の話を聞いていたボルトが、「間をとって750千米ドルではどうか。二人とも、僕の顔も立ってくれよ。」と言った。スザンヌ・レッドは、「脚本については、事前に当社の側の承諾を得ることにしてくれるのであれば、750千米ドルでも良い。」と言った。トーマス・ブルーは、通常は事前に意見を聞いたりすることはしても、承諾を得ることまでは要件としないと考えたが、スザンヌ・レッドが同意したカナリスが脚本を書くのであれば問題となることはないだろうと考え、「不合理に承諾を拒否するようなことがなければ、それで良い。他に何か特別な条件は？」と答えた。スザンヌ・レッドは「特にない。契約書についてはお互いの弁護士に作業させることでよいか。」と言った。トーマス・ブルーは「それで良い。もし、何かあったら私かボルトに連絡してほしい。」と答えた。映画化のスケジュールについては、トーマス・ブルーから「我が国ではもっとも観客動員が期待できるのは新年のシーズンである。2008年の夏には撮影を終え、2008年末から2009年の新年にかけて公開を

したいと考えている。」と述べ、スザンヌ・レッドは「結構である。」と述べた。スザンヌ・レッド、トーマス・ブルー、エイムズ・ボルトの間の会話は、全て英語で行われた。

17. 9月15日の面談について、陪席していたスザンヌ・レッドの秘書が作成した議事録は別添3のとおりである（この議事録は英語で作成されていた）。この秘書は、この議事録を添付ファイルとして、スザンヌ・レッド、トーマス・ブルー、トーマス・ブルーの秘書、ボルトに電子メールで送ったが、誰からも何の返事もなかった。後日、トーマス・ブルーとボルトは、この議事録については、「忙しかったのでさっと見たが、特に問題があると感じなかったので、そのままにしておいた。ただ、今見直してみると、ボルト氏がブルー社の人間であるかのように書かれているのは適切ではないと思う。」と証言している。

18. 9月15日の面談を受けて、レッド社とブルー社の弁護士は「我が師」の映画化に関する契約書を作成し、10月10日にスザンヌ・レッドとトーマス・ブルーが署名した。この契約書作成過程にはボルトは一切関与していない。映画化に関する契約書は別添4のとおりである（別添4に記載した部分以外に本問題との関係で考慮すべき内容は記載されていない）。なお、契約書作成段階において、レッド社からの申し出により、脚本についてレッド社の承諾を得ることに関するブルー社の義務の履行を確実にするため、契約書3条2項に損害賠償に関する規定が盛り込まれた。別添4の契約書は英語とネゴ語で作成された。また、今回の「我が師」についての契約交渉も全て英語で行われた。トーマス・ブルーはネゴ語を理解せず、そのことはスザンヌ・レッドも知っている。そのため、別添4の契約のファースト・ドラフトは英語で作成されたが、レッド社から、ネゴランド国の公用語であるネゴ語でも契約書を作成することが望ましいとの申し出があり、英語の契約書案を翻訳してネゴ語版の契約書案を作成したうえで、最終的に両国語で契約書を作成することになった。契約書にはスザンヌ・レッドとトーマス・ブルーが署名し、ブルー社は750千米ドルをレッド社に支払った。

19. ジョン・カナリスは監督・脚本のオファーを受諾し、脚本の執筆作業に取り掛かった。12月上旬、脚本の初稿が完成した。ジョン・カナリスはブルー社を訪れ、トーマス・ブルーに脚本の初稿を手交した。カナリスは、脚本についてレッド社の承諾を受けなければならないことになっているとの説明を、予めトーマス・ブルーから受けていた。その日は、ブルー社の経営アドバイザー委員会が開催された日であり、ボルトもブルー社に来ていた。トーマス・ブルーがボルトに対し、「今日、カナリスが『我が師』の脚本を持ってくる」と言うと、ボルトは「それは良かった。僕も見たい。」と言った。トーマス・ブルーは、カナリスとの面談にボルトを同席させた。トーマス・ブルーとボルトは、カナリスが持参した脚本の初稿にその場でざっと目を通した。トーマス・ブルーは、「素晴らしい。やはり貴方に頼んでよかった。早速、担当者に検討させて、結果を御連絡する。なお、レ

ッド社との契約でレッド社の承諾も得る必要がある。」と言った。ボルトは、「明日、別件でスザンヌと会う予定があるので、私が持参しよう。それが一番早い。」と言った。トーマス・ブルーは、「宜しく頼む。」と言った。

20 . カナリスとの面談の翌日、ボルトはレッド社を訪問し、スザンヌ・レッドと面談した。ボルトはスザンヌ・レッドにカナリスの脚本の初稿を手交した。スザンヌ・レッドは、ボルトの面前で脚本の初稿を読み、数箇所について修正を求めるコメントを書き込んだ。スザンヌ・レッドは、それをボルトに渡し、「コメントを書き込んだので、検討して欲しい。」と言った。ボルトは、「わかった。トーマスに渡しておく。」と言った。ボルトは、スザンヌ・レッドとの面談の2日後、ブルー社を訪問し、スザンヌ・レッドがコメントを書き込んだ脚本の初稿を、トーマス・ブルーに手渡した。トーマス・ブルーは、コメントをざっと見た後、「有難う。カナリスに検討してもらおう。」と言った。一週間後、スザンヌ・レッドのコメントを踏まえた脚本の改訂版がカナリスからトーマス・ブルーに郵送されてきた。トーマス・ブルーが「改訂版が出来たので、検討してください。」とだけ英語で書いた手書きのメモを付けて改訂版をスザンヌ・レッドに対して郵送すると、数日後にはスザンヌ・レッドからトーマス・ブルー宛に、コメントを書き込んだ改訂版が郵送されてきた。トーマス・ブルーは、スザンヌのコメントが書き込まれた改訂版をカナリスに郵送した。初稿と改訂版に対するスザンヌによるコメントは全てスザンヌによる手書きで、英語で行われている。

21 . 12月末に脚本の第三版が完成し、カナリスからブルー社に対して郵送されてきた。ブルー社は別添5のレターとともに、この脚本をスザンヌ・レッドに対して送付した。別添5のレターは英語とネゴ語で作成された。英語とネゴ語が裏表に印刷されており、双方にトーマス・ブルーの署名があった。また、いずれかが他方の翻訳であるといったような表示はなかった。これに対して、レッド社からブルー社に対し、別添6のレターが送付されてきた。別添6のレターも、英語とネゴ語で書かれており、双方にスザンヌ・レッドの署名があった。2008年1月31日になってもレッド社からは何の連絡もなかったため、2月に入り、ブルー社は別添5のレターとともに送付した第三版の脚本を最終版として撮影を進めた。新たに大きなセットを組む必要がなかったこと、主だった役者やスタッフのスケジュール調整がうまくいったことから、撮影は半年ほどで完了する見込みであった。このスケジュールの詳細について、改めてブルー社からレッド社に対して通知がなされることはなかった。また、レッド社からブルー社に対して問い合わせがなされることもなかった。

22 . ところが、撮影も大詰めとなった7月15日になって、レッド社からブルー社に対して、脚本の修正を求める別添7のレターが英語で送付されてきた。別添7のレターで求め

られている脚本の修正は内容自体としては検討に値するものではあったが、大がかりなものであり、今の時点から修正すると相当部分の撮り直しが必要となるのに加え、撮影スケジュールが大幅に遅れ、もともとの製作費として予定していた5百万米ドルが、8百万米ドル近くに増加してしまうことが確実である。そもそも、修正の期日を徒過していた。そこで、ブルー社はレッド社に対して、別添8のレターを英語とネゴ語で送付した。形式は別添5のレターと同じである。そうしたところ、レッド社からブルー社に対しては、別添9のレターが英語で送付されてきた。確認したところ、確かに、別添5のレターのネゴ語版では、1月31日ではなく、7月31日となっていることが判明した。これは、タイプをした者のミスであり、英語版とネゴ語版の双方にサインをしたトーマス・ブルーもこのミスを見逃していた。また、トーマス・ブルーがボルトに確認したところ、1月25日に、スザンヌ・レッドが「ざっと見たところ、重要な部分で脚本の修正を求める必要がある。7月31日の期限まで、丁寧に検討する必要がある。」とボルトに伝えたことは事実であった。ボルトは、この内容は別途ブルー社に対して直接伝えられているものと考え、特に、トーマス・ブルーに対して連絡することはしなかった。ボルトは、ブルー社とレッド社との間の別添5、別添6でのやりとりを知らず、また、具体的な撮影スケジュールについても知らなかった。

23. ブルー社は、現時点での脚本の修正は多額の負担を発生させてしまうものであるとして、修正は難しい旨を伝え、映画の作成を継続した。映画は完成し、2008年12月に公開された。ブルー社による「我が師」はアービトリア国で大ヒットとなり、興行収入30百万米ドルを挙げ、ブルー社は10百万米ドルの純益(net profit)を得た。専門家の一致した見解では、もし、脚本がレッド社の要求通りに修正されていたならば、アービトリア国でこれほどの大ヒットがあったとは考えられず、最大限に見積もっても、15百万米ドルの興行収入がせいぜいであったとのことである。この場合、脚本の修正に伴う追加の費用も考えるならば、ブルー社の純益(net profit)はせいぜい2百万米ドルであったと考えられている(この点に争いはない)。また、ブルー社が作成した「我が師」は、客観的にみて、マサミ・レッドの原作についてのカナリスの独自の解釈に基づくものであり、レッド社の「我が師」からの影響はないという点で評論家の意見は一致している。カナリス自身も、あえてレッド社のリメイクではなく、独自の解釈で現代社会に相応しい我が師の脚本を書き、映画を製作した、と述べている。

24. レッド社はブルー社に対して、別添4の契約に従い、ブルー社が得た収益である10百万米ドルを支払うよう主張した。これに対してブルー社は、レッド社による修正の要求は修正期限に遅れたものであり、また、不合理なものであると主張し、ブルー社に契約違反はないと主張した。レッド社は、別添5のレターで通知された期限までに修正の要求を行ったこと、修正要求の内容は不合理とまでは言えないこと、また、仮に、修正期限が1月31日までであったとしても、本件についてのブルー社側の人間であるボルトに対して修

正がある旨を伝えているので、レッド社が脚本を承諾したとは言えないと反論している。なお、スザンヌや他のレッド社の職員は、別添 5 のレターの英語版については、「忙しかった」「英語がわからない」との理由で見えておらず、ネゴ語版しか見ていなかった、と証言している。

25 . 上記のようなやり取りがなされていたところ、ブルー社から別添 10 のレターが提示された。このレターは、つい最近、新たにブルー社の倉庫から発見されたものであり、ブルー社の倉庫の改築作業中に偶然に発見された。トーマス・ブルーは、アキラ・ブルーがレッド社と関係があるといったような話は聞いたことがなかったので、このレターの内容は驚きであった。レッド社にはこのレターの写しは残っていなかったようで、レッド社にとってもこのレターの存在は驚きであった。鑑定の結果、レターにおける署名はマサミ・レッド及びアキラ・ブルーのものであると確認されている。その後、このレターはマサミ・レッドがレッド社の設立当初、経営が困難になった際に、当時親交のあったアキラ・ブルーから資金を得、その対価として映画化権を与えたことが明らかになった。その後、マサミ・レッドとアキラ・ブルーは絶交したこと、また、これはマサミ・レッドとアキラ・ブルーが個人的に行ったことでレッド社、ブルー社の社員は知らなかったことから、こうした経緯が現在のレッド社やブルー社の社員には伝わっていなかったようである。

26 . ブルー社は、「我が師」については、別添 4 の契約によらずとも、別添 10 のレターによってアキラ・ブルー及びブルー社が映画化権を得ており、アキラ・ブルーの承継人であるトーマス・ブルー及びブルー社が映画化権を有していると主張している。これに対してレッド社は、別添 10 のレターが有効なものであるとしても、ブルー社は自らレッド社に対して別添 4 の契約をしているのであるから、今さら別添 10 のレターの存在を理由として、別添 4 の契約における債務不履行責任を免れることはできない、と主張している。以上の「我が師」に関する紛争を「第一事件」という。

27 . 同じころ、もう一件のレッド社とブルー社との取引についてもトラブルが発生した。それは、「ボブ・オレンジ物語」に関するものである。2007 年 12 月、ブルー社のテレビ事業部門は、レッド社が製作した「ボブ・オレンジ物語」のテレビ放映権を 500 千米ドルで購入することとした。ボブ・オレンジはアービトリア国でもアービトリア国の戦後の復興に貢献したとして有名な人物であり、教科書にも登場している。2008 年が丁度、ネゴランド国とアービトリア国の国交回復 40 周年であり、ブルー社ではそれを記念した企画を検討していた。この情報を入手したレッド社の映像事業部門が、両国の戦後の復興に貢献した人物として両国で有名であるボブ・オレンジについての映画である「ボブ・オレンジ物語」を放映してはどうか、と提案した。ブルー社は、他に適当な企画がなかったことから、この提案を受け入れた。「ボブ・オレンジ物語」のテレビ放映権に関する契約は別添 11 のと

おりであり、契約書にはレッド社の映像事業部長とブルー社の放送事業部長が署名している。契約締結後、ブルー社はレッド社に対して500千米ドルを支払った。「ボブ・オレンジ物語」の放映については、5社がスポンサーとして興味を示し、この5社と合計で700千米ドルのスポンサー契約が締結された。この5社はいずれもブルー社にとって極めて重要な取引先である。

28. ブルー社では2008年の4月1日に「ボブ・オレンジ物語」を放映する予定で準備を進めてきた。ところが、2008年3月10日に、レッド社の出版部が「ボブ・オレンジの真実」と題する本をネゴランド国とアービトリア国で同時に出版した。この「ボブ・オレンジの真実」は、ネゴランド国を代表するノン・フィクション作家の手によるものであり、最近新たに得られたボブ・オレンジの書簡や手記、ボブ・オレンジを直接知る者の証言などから、ネゴランド国とアービトリア国の両国経済に貢献した優れたビジネスマンという従来のボブ・オレンジ像とは異なる、新たなボブ・オレンジ像を浮き彫りにしようとしたものである。レッド社の出版部が「ボブ・オレンジの真実」についての出版契約を締結したのは2007年12月であったが、この「ボブ・オレンジの真実」の出版契約については、「ボブ・オレンジ物語」についてのブルー社との交渉にあっていたレッド社の映像事業部は全く知らなかった。なお、出版部は、レッド社が「ボブ・オレンジ物語」の放映権をブルー社に売却していたことは知っていたが、レッド社とブルー社との間の契約書の内容は知らなかった。

29. 特に、衝撃をもって受け止められたのは、ボブ・オレンジがアービトリアの敗戦後、アービトリア国の一部をネゴランド国の領土とするように画策し、連合国の首脳部に金銭等を提供して働きかけを行っていたという部分である。アービトリア国のメディアはこぞってこの書籍を取り上げた。また、「ボブ・オレンジの真実」には、「『ボブ・オレンジ物語』では・・・と描かれているが、これは事実とは異なる」といった趣旨の記載が10か所程度存在した。この書籍を論評した多くの歴史学者は、この書籍の描写は具体的かつ詳細であり、この作家の過去の業績に照らしても、この書籍は信ぴょう性が高いというものがほとんどであった。この結果、アービトリアにおけるボブ・オレンジに対するイメージは大きく損なわれた。このような状況において、「ボブ・オレンジ物語」を放映したとしても、偽りのボブ・オレンジ像を放映しているという視聴者からの批判が予想された。また、スポンサー各社は、このような状況で「ボブ・オレンジ物語」のスポンサーを続けることはできないと主張した。ブルー社とスポンサー各社との間のスポンサー契約は簡単なものであり、このような状況を想定した具体的な条項はなかったが、「この契約について明記していない事態が生じた場合には、双方が誠実に協議の上これを解決するものとする」といった条項が存在した。スポンサー各社は、この条項に従い、番組の差し替えとスポンサー料の減額を主張した。スポンサー各社はブルー社にとって極めて重要な取引先であること、また、

視聴者の批判も予想されたことから、ブルー社は「ボブ・オレンジ物語」の放映を中止し、別の番組と差し替えた。これに伴い、スポンサー料は200千米ドルに減額された。また、ボブ・オレンジ物語の放映準備のために要した費用50千米ドルが無駄となった。問題文に明記された以外に、本問題との関係で考慮すべきブルー社の収入・支出はない。

30. ブルー社は、レッド社は別添11の契約締結交渉にあたり自社が「ボブ・オレンジの真実」を出版する予定であることを開示すべきであったと主張し、この情報の不開示はレッド社の義務違反にあたるとして、損害賠償を主張している。さらに、仮に上記の情報の不開示による責任が認められないとしても、別添11の契約によれば、契約期間中にレッド社がボブ・オレンジに関する書籍をアービトリア国で出版した行為は契約違反に当たり、これによりブルー社が被った損害の賠償を求めると主張している。これに対してレッド社は、レッド社にはそもそも「ボブ・オレンジの真実」の出版予定を開示する義務などなかったこと、仮にそうした義務があったとしても、レッド社は「ボブ・オレンジの真実」の著者との間で、「レッド社は、本書の出版日当日までは本書の内容を第三者（本書の出版に直接携わらないレッド社の従業員を含む）に開示してはならない」という守秘義務契約を負っていたため、守秘義務違反となるような行為を命じられることはないこと、更に、レッド社がボブ・オレンジに関する書籍をアービトリア国で出版した行為は別添11の契約に反するものではないことを主張している。前記の守秘義務契約は、「ボブ・オレンジの真実」の内容が出版前に漏れることによって「ボブ・オレンジの真実」の内容が盗まれることを恐れた同書の著者から要求があり、これを、レッド社が受け入れたものである。以上の「ボブ・オレンジ物語」に関する紛争を「第二事件」という。

31. 上記の2つの事件に関する交渉は進展せず、レッド社とブルー社は、レッド社を申立人、ブルー社を被申立人として、2つの事件を仲裁で解決することで合意した。準拠法については、全ての争点について日本法を準拠法とすることで当事者間の合意が調っている。

32. 仲裁人からは、3月7日の期日には、特に以下の点について双方の当事者の主張を聞く予定であるので準備をしておくこと、また、所定の期日までに主張の概要をまとめた準備書面を提出すべきことについて指示があった（なお、準備書面においては、本問題文にあらわれている各当事者の主張については、主張立証責任がいずれの当事者にあるにかかわらず、必要な検討を行うこと）

< 第一事件 >

ブルー社はレッド社に対して、別添 4 の契約についてのブルー社の債務不履行による損害賠償として 10 百万米ドルを支払う義務を負うか。

< 第二事件 >

レッド社はブルー社に対して、損害賠償を行う義務を負うか。その額は幾らか。

(別添1)

レッド社の概要

設立：1933年

社長：スザンヌ・レッド

主たる事業

- ・ 出版事業：出版物の編集・製作・販売
- ・ 映像事業：映画の製作、輸入、配給並びにビデオソフトの販売
- ・ 情報事業：テレビ番組案内、地域情報誌等の編集・製作・販売

(1千米ドル・連結ベース)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
売上高	91,614	121,845	150,256	149,883	150,789
経常利益	5,230	5,873	7,426	7,775	5,951
当期純利益	2,304	1,329	1,323	3,898	2,598
純資産額	77,361	80,160	78,652	88,291	78,280
総資産額	117,783	153,913	148,374	149,839	138,316

(別添2)

ブルー社の概要

設立：1930年

社長：トーマス・ブルー

主たる事業

- ・放送事業：テレビ放送事業、映画事業、ラジオ放送事業
- ・放送関連事業：放送番組の制作等
- ・通信販売事業：テレビ放送等を通じた通信販売
- ・映像音楽事業：映像、音楽のDVD・CD等販売

(1千米ドル・連結ベース)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
売上高	455,945	476,733	593,493	582,660	575,484
経常利益	45,564	44,478	50,340	45,995	27,056
当期純利益	24,714	22,845	11,345	24,846	15,770
純資産額	501,870	479,088	462,903	469,586	456,077
総資産額	625,786	681,190	692,357	731,496	677,000

(別添3)

2007年9月16日

トーマス・ブルー様
エイムズ・ボルト様

CC. スザンヌ・レッド社長

以下のとおり、9月15日の面談記録をお送りいたしますので、訂正すべき点があれば、速やかにご連絡ください。

面談記録

日時：2007年9月15日 時から 時

場所：当社応接室

先方：ブルー社：トーマス・ブルー社長、エイムズ・ボルト氏

当方：社長、

面談内容

- ・ブルー社より「我が師」を映画化したい旨の申出があり、以下の点で合意した。
 - 原作の意図を最大限に尊重すること
 - 監督・脚本はジョン・カナリスとすること
 - 映画化権を750千ドルで与えること
 - 脚本については、事前に当社の承諾を得ること
 - 契約書についてはお互いの弁護士に作業させること

なお、トーマス・ブルー社長より、本件について何かある場合には、トーマス・ブルー社長あるいはボルト氏に連絡して欲しい旨の申出がなされた。

以 上

Agreement

THIS Agreement is made and entered into as of this 1st day of October, 10, 2007 by and between Red Corporation, a Negoland corporation (“Red”), and Blue Corporation, an Arbitria corporation (“Blue”), with respect to the literary work entitled “My Teacher” written by Masami Red (the “Work”) and the motion picture entitled “My Teacher” produced by Red based on the Work (the “Picture”) as follows:

Article 1 Grant of Rights

Subject to Article 3 and in consideration of Blue’s payment to Red of US\$750,000 according to Article 5 of this Agreement, Red hereby grants to Blue the right

- (a) to produce or cause to be produced one or more movie (the “Production”) based upon the Work and/or by remaking the Picture or any part thereof, using any medium or technology now or hereafter known, in any and all languages;
- (b) to effect an unlimited number of exhibitions, distributions, performances, telecasts and other transmissions and distributions of the Productions by any method, means, technology or process now or hereafter known or devised including but not limited to theatrical, non-theatrical, television, home video, internet, electronic, and satellite, whether by sale, rental, license or otherwise;

. . .

Article 3 Creative Control

1. Blue shall obtain prior consent from Red regarding the content of the screenplay for the Production and shall not produce any movie without such consent of Red.
2. In case of any breach of the obligation under this Article, Blue shall pay to Red all net profit which Blue would have earned from the Production.

Article 5 Compensation

Subject to Red’s full performance of all material obligations herein, Blue shall pay

US\$750,000 to Red as payment in full for Red's grant of the rights in Article 1 to Blue.

Article 6 Representations and Warranties

1. Red hereby represents and warrants and agrees to indemnify Blue as follows:

(a) Red is the sole owner of all right, title, and interest in and to the Work and the Picture;

(b) Red has not previously granted, assigned, mortgaged or hypothecated, nor will Red grant, assign, mortgage or hypothecate (other than to Blue as provided herein), any right, title or interest in and to the Work and the Picture or any part thereof to any person, firm or other entity;

(c) No rights of any third party are or will be violated by Red's entering into or performing this Agreement;

(d) The Work and the Picture are original and neither the Work nor any part thereof is taken from or based upon any other material.

(e) The exploitation or any other use of the right herein granted shall not violate any copyright and shall not, to the best of Red's knowledge, including that which Red should have known in the exercise of reasonable prudence, defame any person or entity nor violate any right of privacy or publicity or any other right of any person or entity; and

(f) There is no adverse claim to or against the Work or the Picture by any person, firm or corporation, nor is there pending any litigation or, to the best of Red's knowledge, including that which Red should have known in the exercise of reasonable prudence, threat of litigation concerning the Work and the Picture.

2. Red hereby agrees to indemnify and hold harmless Blue (and its parent, subsidiaries, subsidiaries of its parent, affiliates, associates, successors, assigns, and the directors, officers, employees, agents, and representatives of the foregoing) from and against any and all damage, loss, liability, cost, penalty or expense of any kind, including reasonable outside attorney's fees, arising out of any breach of Red's representations, warranties and agreement hereunder.

. . .

Article 8 Credit

Provided that Red has not materially breached any representations, warranties or obligations, if Blue produces the Production based upon the Work or the Picture,

Masami Red and Red shall be entitled to receive credit on screen and in advertising as determined by Blue in good faith in accordance with the applicable practice in Arbitria.

. . .

Article 10 No obligation to use

Blue is not obligated to use the Work or the Picture or to produce, distribute or exploit the Production or, if commenced, to continue the production, distribution, or exploitation of the Production in any territory. Regardless of whether or not Blue elects to produce, distribute, and/or to exploit the Production (or to commence same), Blue is not obligated to use the Work or the Picture in whole or in part.

. . .

Article 14 Arbitration

Any dispute arising out of or under this contract shall be settled by arbitration in accordance with Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association.

Article 15 Governing Law

This contract shall be construed in accordance with and governed by Japanese laws.

Red Corporation

Blue Corporation

(別添5)

<注：これは英語版の翻訳である>

2007年12月26日

レッド社社長
スザンヌ・レッド様

「我が師」脚本の件

掲題に関し、2007年10月10日付の貴社と当社との間の契約書に基づき、別添の脚本案（第三版）を送付致します。撮影のスケジュールの関係上、この第三版を最終版としたいと思います。本第三版について御意見がある場合には、2008年1月31日までに御連絡ください。なお、御連絡がない場合には、承諾があったものとして取り扱います。

以上

ブルー社
社長トーマス・ブルー（署名）

(別添6)

2008年1月15日

ブルー社
トーマス・ブルー様

「我が師」脚本の件

確かに脚本案(第三版)を受領しました。意見がある場合には期日までに御連絡します。連絡がない場合には、お送り頂いた脚本案で承諾したものとして取り扱って頂いて結構です。

以 上

レッド社社長
スザンヌ・レッド(署名)

(別添7)

2008年7月15日

ブルー社社長
トーマス・ブルー様

「我が師」脚本の件

2007年12月26日付けでお送り頂いた掲題脚本について、同封のとおり修正をして頂きたいと考えますので、よろしく申し上げます。修正内容について疑問等ある場合には、速やかに御連絡下さい。

以 上

レッド社社長
スザンヌ・レッド(署名)

(別添 8)

2008年7月17日

レッド社社長
スザンヌ・レッド様

脚本の修正に関する7月15日付のレターを受領しました。

しかし、2007年12月26日付の当社よりのレターでは、修正がある場合には1月31日までにご連絡をお願いしており、2008年1月15日の貴社からのレターでは1月31日までに修正の連絡がない場合には脚本を承諾したものと取り扱うようご連絡をいただいております。

1月31日までにご連絡がなかったことから、当社では脚本をご承諾いただいたものとして、すでに撮影を進めており、現時点から脚本を修正した場合には、2百万米ドル以上の費用増となるのに加え、撮影スケジュールが大幅に遅延することから、脚本の修正は極めて困難です。悪しからずご了承ください。

以 上

ブルー社社長
トーマス・ブルー (署名)

(別添9)

2008年7月20日

ブルー社社長
トーマス・ブルー様

2008年7月17日付の貴信についてお返事します。

2007年12月26日に頂いたレターでは、ネゴ語で、2008年7月31日までに連絡をするようにと記載されております。

また、2008年1月25日には、エイムズ・ボルト氏に対して、「重要な部分で脚本の修正を求める必要がある。7月31日の期限までに丁寧に検討する予定である。」旨をお伝えしております。

以上についてご確認いただき、2007年10月10日付契約に従い、脚本を修正してくださいますようお願いいたします。

以 上

レッド社社長
スザンヌ・レッド(署名)

(別添10)

1934年3月31日

合意書

1. マサミ・レッドは、アキラ・ブルー及びブルー社に対し、マサミ・レッドの著作である「ゴールを狙え」と「我が師」の映画を作成する権利を与えるものとする。この権利は非排他的なものであり、マサミ・レッドが自分自身で両作品を映画化することは妨げない。
2. アキラ・ブルーは、上記映画化権の対価として、マサミ・レッドに50千米ドルを支払う。

マサミ・レッド (署名)

アキラ・ブルー (署名)

Agreement

THIS Agreement is made and entered into as of this 1st day of December 1, 2007 by and between Red Corporation, a Negoland corporation (“Red”), and Blue Corporation, an Arbitria corporation (“Blue”), with respect to the work entitled “The Bob Orange Story” produced by Red (the “Work”), as follows:

Article 1 Grant of Rights

1. Red hereby grants to Blue the exclusive right to broadcast the Work through the television networks (the “Networks”) as set forth in Table 1 in Arbitria in such manner as stipulated in this Agreement.
2. The right under Article 1.1 continues to survive from January 1, 2008 to June 30, 2008 (the “Granted Period”). Blue may broadcast the Work during the Granted Period and Blue may decide when and how many times the Work is broadcast in its sole discretion.
3. During the Granted Period, Blue may make, publish, distribute and sell such printed materials about the Work as are necessary to promote Blue’s broadcasting of the Work.

. . .

Article 3 Compensation

Subject to Red’s full performance of all material obligations herein, Blue shall pay US\$500,000 to Red as payment in full for Red’s grant of the rights in Article 1 to Blue.

Article 4 Representation and Warranties

1. Red hereby represents and warrants and agrees to indemnify Blue as follows:
 - (a) Red is the sole owner of all right, title, and interest in and to the Work;
 - (b) Red has not previously granted, assigned, mortgaged or hypothecated any right, title or interest in and to the Work or any part thereof to any person, firm or other entity;
 - (c) No rights of any third party are or will be violated by Red’s entering into or

performing this Agreement;

(d) The Work is original and neither the Work nor any part thereof is taken from or based upon any other material;

(e) The exploitation or any other use of the right herein granted shall not violate any copyright and shall not, to the best of Red's knowledge, including that which Red should have known in the exercise of reasonable prudence, defame any person or entity nor violate any right of privacy or publicity or any other right of any person or entity; and

(f) There is no adverse claim to or against the Work by any person, firm or corporation, nor is there pending any litigation or, to the best of Red's knowledge, including that which Red should have known in the exercise of reasonable prudence, threat of litigation concerning the Work.

2. Red hereby agrees to indemnify and hold harmless Blue (and its parent, subsidiaries, subsidiaries of its parent, affiliates, associates, successors, assigns, and the directors, officers, employees, agents, and representatives of the foregoing) from and against any and all damage, loss, liability, cost, penalty or expense of any kind, including reasonable outside attorney's fees, arising out of any breach of Red's representations, warranties and agreement hereunder.

. . .

Article 7 Obligation of Red

1. Red shall not grant, assign, mortgage or hypothecate (other than to Blue as provided herein), any right, title or interest in and to the Work or any part thereof to any person, firm or other entity during the Granted Period.

2. Red shall not use, perform, produce the Work in whole or in part in Arbitria through any means, including but not limited to theatrical, non-theatrical, television, home video, internet, electronic, and satellite, whether by sale, rental, license or otherwise.

3. During the Granted Period, Red acknowledges that only Blue has the right to make, publish, distribute and sell printed materials about the Work, and Red shall not publish any materials about or relating to the Work in Arbitria.

Article 8 No obligation to use

Blue is not obligated to use or broadcast the Work.

. . .

Article 10 Arbitration

Any dispute arising out of or under this contract shall be settled by arbitration in accordance with Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association.

Article 11 Governing Law

This contract shall be construed in accordance with and governed by Japanese laws.

Red Corporation

Blue Corporation